

I. 教育センターについて

1. 設置及び目的

交野市教育センター設置条例施行規則第1条の設置目的により設置されていますが、今日、価値観の多様化、情報化、国際化等が社会の各方面に急激な変化をもたらしている中、交野市民の教育に対する期待は、非常に高いものがあります。このことを直視して、教職員の資質向上に資するため、研究修養の機会の充実を図るとともに、新しいニーズに対応できる資料収集・資料提供が必要となります。

また、子どもや保護者の悩みの相談に対応するとともに、教育機関・地域・PTA等の研修の援助に努め、交野市総合計画にうたわれている学校教育に関する方針の実現をめざして、本市教育の伸長を図ることを目的としています。

2. 設置場所

交野市私部2丁目29番1号

3. 事業内容

- (1) 教育関係職員の研修に関すること。
- (2) 教育関係職員の教育にかかわる相談及び資料の提供等に関すること。
- (3) 生涯学習活動の振興に関すること。
- (4) 本市の教育施策立案の上で参考となる資料の作成に関すること。
- (5) 教育にかかわる資料の収集及び保存に関すること。
- (6) その他、教育にかかわる諸活動の振興に関すること。

4. 執務時間

午前9時00分から午後5時15分まで

(土曜日・日曜日・祝日及び年末年始の休日は除く)

II. 教育センターの運営にあたって

教育センターは、大きく次の3つの事業を行ってきました。

- (1) 教育相談に関すること。（児童・生徒、保護者、教職員対象）
- (2) 研修に関すること。（教職員対象、講座等）
- (3) 生涯学習活動の振興に関すること。（PTA等対象、講演等）

いずれも、支援と助言が主な内容になっています。

設置当初、教職員、PTA協議会、市民の方々の協力と理解を得なければ十分な活動が期待できないと考え、下記の方々の協力を得て、教育センター運営のための推進会議を開催し、進めてきました。

- (1) 交野市教育研究会代表
- (2) 交野市人権教育研究協議会代表
- (3) 交野市支援教育研究会代表
- (4) 交野市小・中学校生活指導研究協議会代表
- (5) 各校PTA代表
- (6) 校長会・教頭会代表
- (7) 教職員代表
- (8) 教育委員会事務局代表

交野市教育センター設置条例施行後、教育センター協力者会議を組織し、教育センターの活動方針等を示し、賛同と協力を得て、一層充実した活動ができるように努力しています。

さらに、本市の関係者や市民の方々の一層の協力を得て、市民の人々の願いや期待に応えていけるようにと願っています。

III. 事業内容について

1. 相談業務

(1) 各種相談の取り組み

近年、市教育センターの相談内容が多岐にわたるようになってきたことから、①教職員研修に関すること、②教育相談に関すること、③教育振興に関すること、④適応指導教室に関すること、という4つに分類して集計することとしました。

平成30年度市教育センターの相談件数は、1730件でした。

①教職員研修に関すること

近年、経験の浅い教職員が急増しており、その指導力・教師力の向上を図ることが喫緊の課題となっております。そのために、各学校では校内研修を活性化すること等によって教職員の指導力・教師力の向上に努めておりましたことから、教職員研修に関する指導・助言及び相談等が今まで以上に必要とされています。

②教育相談に関すること

教育相談の件数は、ここ数年増加の一途を辿っています。児童・生徒、保護者を対象とした教育相談やカウンセリング、教職員へのコンサルテーション等、教育相談のニーズは高く、教育相談員の果たす役割はたいへん大きなものとなっています。

より相談しやすい環境をつくるために、教育相談員（心理カウンセラー）が教育センターに留まらず、定期的に各中学校へ、また必要に応じて小学校へ出向き、児童・生徒や保護者への相談活動を行っています。

③教育振興に関すること

教育に関するさまざまな情報交換・情報共有をすることにより、教育の振興を図っています。

④適応指導教室に関すること

さまざまな事由により、悩みをもつたり学校になじめなかつたりする児童・生徒への指導に関しては、当該校において、その子どもを中心に据えながら、学校と保護者とが真摯に話し合いながら、その解決に向けて努力しています。

その過程において、「教育センターであれば勉強してみよう」という意思のある児童・生徒に対しては、学校・保護者の同意と協力を得ながら適応指導教室に登室することができます。適応指導教室では、児童・生徒の不安の解消、学習意欲の回復、集団生活への適応を促す等、学校復帰をめざす支援をしています。